

茨城県龍ケ崎市 平成30年4月 定例記者会見資料【事業報告】

災害時、避難所のトイレをより衛生的に マンホールトイレ(防災貯留型トイレ)を市内小中学校等へ順次整備します

災害時、避難所において水洗トイレが使用できなくなった場合、仮設トイレの確保に時間を要する、トイレが不足する、排せつ物の処理が滞るなどの課題が東日本大震災をはじめとするこれまでの災害でみられました。それを受け、国では「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成28年4月内閣府)」、「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン(国土交通省)」を定め、過去の災害を教訓に災害時のトイレ環境の改善を求めているところです。

防災・減災日本一を目指す龍ケ崎市では、災害時における避難所生活の課題を解決するため、これまでもダンボールベット供給の災害協定締結などの取り組みを進めてきました。さらに、衛生面の課題を解決するべく、国が定めたガイドラインを参考に平成29年度から平成33年度までの5年間で、避難所となる市内小中学校等20カ所にマンホールトイレ(防災貯留型トイレ)を設置する事業を進めています。

本市で設置するマンホールトイレは、下水道本管が破損し、排せつ物を流せない状況でも一時的に貯留することができるため、下水道が使用できない状況でも使用可能で復旧後にまとめて下水道管へ流すことが可能なタイプとなっています。

このたび、**馴柴小学校・八原小学校の2カ所へのマンホールトイレの設置が完了**しましたので、お知らせいたします。なお、**平成30年度は龍ケ崎小学校ほか4カ所へ設置する予定**で準備を進めています。

また、9月29日(土)に馴柴小学校で実施する防災訓練でマンホールトイレ設置訓練も行う予定です。

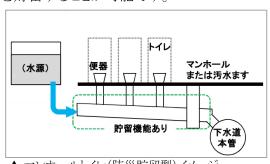
■ 詳細 【マンホールトイレの概要】

上部 | パネル・テント、便器・便座で構成下部 | 下水道管や貯留弁で構成

本市で採用する防災貯留型は、下水道本管に 放流する前の地点で貯留弁がついており、本管が

破損し、放流できない場合でも一時的に排せつ物

を貯留することが可能です。



▲ マンホールトイレ (防災貯留型) イメージ (出典:マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン(国土交通省))



▲ 八原小に設置されたマンホールトイレ

■今後の予定 平成30年度:5カ所 平成31年度:5カ所 平成32年度:5カ所 平成33年度:3カ所

龍ケ崎市 危機管理課 危機管理政策グループ

担当課 担当者:寺田(てらだ)

連絡先:0297-60-1514 (直通)